

委 託 契 約 書

収 入

印 紙

京都府公立大学法人を甲とし、【落札決定後入力】を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

京都府立医科大学附属病院手術室運用管理及び手術材料キット納品業務

(2) 委託料 月額【落札決定後入力】円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 【落札決定後入力】円)

また、手術材料キットは、別表に掲げる単価の100分の10に相当する額(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税の額)を加算した単価とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 委託期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 契約保証金 免除

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、各月ごとに、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等)

第5条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(委託料の支払)

第6条 乙は、第5条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に及び、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期日の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料の月額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延損害金の端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (3) 甲に対して6か月前までに契約の解除を書面で予告したとき。ただし、本契約締結日から6か月が経過するまでは、本号に基づく契約の解除はできないものとする。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第 2 項の規定により第 2 号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第 9 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第 9 条第 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の 10 分の 1 を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 12 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第 13 条 乙は、第 10 条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第 14 条 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第 15 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第 16 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 17 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人データの保護）

第 18 条の 2 乙は、委託業務における個人データの取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令を遵守するとともに、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を

講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人データの取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) 個人データの取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
- (3) この契約による事務に関して知ることができた個人データを、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) この契約による事務を処理するため、個人データを取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データの漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人データの安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人データが記録された資料等を運搬するときは、個人データの漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人データの保護のために必要な事項を周知するとともに、個人データの適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人データの取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人データの取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人データの取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 京都市上京区河原町通広小路 上 梶井町 465
氏 名 京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

印

乙 住 所
氏 名

印

契約書 別表

通番	コード	メーカー	品名	規格	品番	購入単位		予定数量	単価 (税抜:円)	単価×予定数量 (税抜:円)	備考 (同等品の場合はメーカー名)
1	21779	ホギメディカル	外科キット	PD 府医大	660535648114	1	セット	40	セット		
2	109703	ホギメディカル	外科キット	ラバ胃 府医大	227535429403	1	セット	40	セット		
3	109706	ホギメディカル	外科キット	ラバ肝 府医大	660535871115	1	セット	31	セット		
4	109705	ホギメディカル	外科キット	ラバ胆 府医大	557535428402	1	セット	48	セット		
5	109020	ホギメディカル	外科キット	ラバ腸 府医大	227535428501	1	セット	153	セット		
6	109702	ホギメディカル	外科キット	ラバ膵 府医大	227535427703	1	セット	15	セット		
7	109031	ホギメディカル	外科キット	開腹胃切 府医大	227535427801	1	セット	99	セット		
8	21778	ホギメディカル	外科キット	肝切 府医大	660535647115	1	セット	10	セット		
9	109022	ホギメディカル	外科キット	小ソヘル 府医大	227535427901	1	セット	120	セット		
10	109016	ホギメディカル	外科キット	小鏡ヘル 府医大	227535428001	1	セット	110	セット		
11	109015	ホギメディカル	外科キット	小児開腹 府医大	557535428701	1	セット	76	セット		
12	21780	ホギメディカル	外科キット	食道 府医大	663535649115	1	セット	50	セット		
13	107190	ホギメディカル	外科キット	乳広背 府医大	660535643113	1	セット	6	セット		
14	109013	ホギメディカル	外科キット	肺切 府医大	227535427501	1	セット	201	セット		
15	21785	ホギメディカル	胸部キット	CABG 府医大	66343551211A	1	セット	29	セット		
16	109025	ホギメディカル	胸部キット	TAVI 府医大	227435430003	1	セット	347	セット		
17	21787	ホギメディカル	胸部キット	ステント 府医大	227435435601	1	セット	95	セット		
18	109014	ホギメディカル	胸部キット	乳切 府医大	557435429801	1	セット	243	セット		
19	21786	ホギメディカル	胸部キット	弁置換 府医大	663435722119	1	セット	117	セット		
20	21788	ホギメディカル	形成キット	形成mic 府医	660935C30111	1	セット	8	セット		
21	21789	ホギメディカル	形成キット	形成基本 府医	660935B85113	1	セット	79	セット		
22	109024	ホギメディカル	口腔キット	歯科基本 府医大	227335428101	1	セット	128	セット		
23	107164	ホギメディカル	耳咽キット	ESS 府医大	660335742111	1	セット	77	セット		
24	21783	ホギメディカル	耳咽キット	鼓室 府医大	660335641113	1	セット	74	セット		
25	109021	ホギメディカル	耳咽キット	甲状腺 府医大	227335429501	1	セット	128	セット		
26	17933	ホギメディカル	処置キット	局麻 京府医大1	225035391601	1	セット	125	セット		
27	21775	ホギメディカル	整形キット	MED 府医大	663835668115	1	セット	19	セット		
28	21773	ホギメディカル	整形キット	THA府医1／2	660835670216	1	セット	119	セット		
29	21772	ホギメディカル	整形キット	TKA 府医大	660835669116	1	セット	87	セット		
30	109012	ホギメディカル	整形キット	肩関節鏡 府医大	227835426501	1	セット	111	セット		
31	109017	ホギメディカル	整形キット	上肢手台 府医大	557835426401	1	セット	57	セット		
32	109023	ホギメディカル	整形キット	整形基本 府医大	227835426201	1	セット	555	セット		
33	21776	ホギメディカル	整形キット	脊椎 府医大	660835724116	1	セット	139	セット		
34	109018	ホギメディカル	整形キット	足関節 府医大	557835426901	1	セット	42	セット		
35	21771	ホギメディカル	整形キット	両足用 府医大	660835659115	1	セット	2	セット		
36	21774	ホギメディカル	整形パック	THA府医2／2	660835670222	1	セット	119	セット		
37	21781	ホギメディカル	脳外キット	開頭 府医大	663135660119	1	セット	133	セット		
38	21782	ホギメディカル	脳外キット	穿頭 府医大	227135426602	1	セット	54	セット		
39	21784	ホギメディカル	泌尿キット	腎レシピ 府医大	663635C26111	1	セット	26	セット		
40	109030	ホギメディカル	婦人キット	アプリケ 府医大	557735429101	1	セット	5	セット		
41	109035	ホギメディカル	婦人キット	円錐切除 府医大	557735428901	1	セット	10	セット		
42	109029	ホギメディカル	婦人キット	帝切 府医大	227735427301	1	セット	30	セット		
43	109704	ホギメディカル	婦人キット	婦人ラバ 府医大	227735427203	1	セット	213	セット		
44	109019	ホギメディカル	婦人キット	婦人開腹 府医大	557735429001	1	セット	64	セット		
45	109036	ホギメディカル	婦人キット	腔式子宮 府医大	557735428801	1	セット	9	セット		